

第 1115 回 高知市教育委員会 7 月定例会 議事録

1 開催日 平成 25 年 7 月 25 日 (木)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 34 号 平成 26 年度使用高等学校用教科書について

日程第 3 市教委第 35 号 平成 26 年度年度以降の高知市小中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書の採択について

4 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	横 田 寿 生
	教育政策課長	森 田 洋 介
	学校教育課長	土 居 英 一
	学校教育課指導主事	竹 村 晃
	教育研究所指導主事	萩 森 司
	教育政策課長補佐	高 岡 幸 史
	教育政策課総務担当係長	宮 田 小 町
	教育政策課主査	横 田 由 紀 子

1 平成 25 年 7 月 25 日（木） 午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 3 時 30 分

門田委員長

ただいまから、第 1115 回高知市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。署名委員は松原教育長をお願いします。

それでは、議案審査に移ります。

日程第 2 市教委第 34 号「平成 26 年度使用高等学校用教科書の採択について」です。事務局の説明をお願いします。

学校教育課課長

学校教育課の土居でございます。

平成 26 年度に高知商業高等学校で使用する教科書の採択について、ご説明いたします。

資料としまして、ホッチキス止め 2 枚の資料、「平成 26 年度使用高等学校用教科書（案）」と A 4 版横「平成 26 年度使用高等学校用教科書採択資料」をお届けしております。

まず、高等学校で使用する教科書の採択方法についてでございますが、小中学校における採択方法とは異なりまして、教科書無償措置法による法律上の具体的な定めはなく、各学校の実態に即して、各学校が採択委員会を組織し、作成した採択案を教育委員会の職務権限として教育委員会で決定していただくこととなります。

ホッチキス止め 2 枚の資料「平成 26 年度使用高等学校用教科書（案）」をご覧ください。網掛けで示しているのが、26 年度新たに採択しようとするものでございます。それ以外は、昨年と同じ教科書を使用するものでございます。この案は、もう 1 つの A 4 版横資料の 1～4 ページの教育課程表を履修する科目に応じた教科書を採択し、記したものでございまして、今年度入学生から新学習指導要領は完全に適用されております。

この教科書は、お手元の横長の資料の 14～31 ページにあります 1,292 種、1,347 点の文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を記した教科書目録の中から選択されたものでございます。要するに、14 ページの後の目録の中から選択したものが、こちらの案として上がってきているということでございます。この採択方法については、教科書発行者から送られてきた見本本を、各教科担当者で採択委員会を持ち、意見を集約し、選択理由を付して取りまとめしております。

新学習指導要領の適応を受ける 1、2 年生、旧指導要領の適応を受ける 3 年生の使用する教科書の中で、26 年度新たに使用するもの、また使用を変更するものが全日制で 25 点、定時制で 4 点の計 29 点の新しい教科書の使用を予定しておりまして、選ばれました教科書については、資料の 5 ページから後に示し、選定理由もそこに載せております。5 ページから、現代文 B、古典 B、日本史 A 地理 A と記載しておりまして、変更のあったものについては網掛けし、選定理由をそこに記しております。

少し時間も必要かと思しますので、5～13 ページにあります教科書につきましてご覧いただきますとともに、選定理由に目を通していただければと思います。また、教科書の実物をこれからお渡ししますので、それらも見ながらご審議いただければと思います。

門田委員長

それでは少し時間を取って目を通すということによろしいですね。

ここに並んでいるのは、もう既に候補に上がったとか、採択するものとしてこれがいいんじゃないかと言われている教科書ですね。

学校教育課課長

はい。

松原教育長

基本的には、今の全日制の普通科の大学入試、センター試験への対応ということについては、例えば追手前高校辺りの教科書の仕様とこの選定しようとするものは、大分違うのではないですか。

学校教育課指導主事

今回新しく選定する教科書の中には、例えば、日本史B、地理Bといったものを選択しております。このAとBの違いは、Aが2単位で、Bが4単位の年間習得の内容になっております。以前には、商業科目が多いので、Aでやってきたのですが、今現在、進学体制の強化ということで、今回の進学しようとする者の指導するにあたって、Bの教科書を採択するようにすすめております。

松原教育長

では、センター試験辺りも十分視野に入れた教科書の選定になっているということですか。

学校教育課指導主事

はい。

西森委員

日本史Bが特進クラスで、Aはスポーツクラスで、教科書のレベルがちょっと違う感じですよ。

定時制の簿記というのは、定時制で4年間これを使うということですよ。

学校教育課指導主事

定時制の簿記は、2年生、3年生で実習、習得するようになっております。その2年間で活用します。

西森委員

これで何級までとれるのですか。2級から工業簿記が必要でしたよね。3～4級位が確か商業簿記ということでよろしいでしょうか。

学校教育課指導主事

高等学校では、全商協会いわゆる商業高等学校の協会の検定を受験しております。今委員さんの言われた日商とまず同等レベルのものです。この教科書で行きますと2級までとなっております。

西森委員

この学校で、定時制でしっかり学んで、頑張って全商2級取りました、として。ちなみに去年全部の科目で1級取った素晴らしいお嬢さんもいらしたようですね。それで、工業簿記とかはこの学校では、カリキュラム的には学びきれないといった感じですか。

学校教育課指導主事

定時制については、2級程度を目標としております。

西森委員

そこまで到達したらよくやったという感じですか。

学校教育課指導主事

はい。

西山委員

これは、商業高校ならでは、といった内容だし、パッと見ただけでも、これを理解しておけば十分に仕事ができますね。

山本委員

2年生の教科書がかなり変わっていると思うのですが、何か理由がありますか。

学校教育課指導主事

2年生も、この新しい学習指導要領の適応を受けた学年でございます。今年から始まるわけござ

いまして、その関係で、丁度旧の指導要領から変わってきていて、学ぶ量も増えてきておりますことから、かなり変更がございます。

松原教育長

特進の子どもたちは、今回は、一般の県立の進学校と同じような教科書を使っているという状況になるのですね。そこが今までとはだいぶ違うね。

門田委員長

特進でも、商業学校ならではの内容も、もちろんありますよね。

松原教育長

商業の特進ですからね。

西森委員

商業分野は、教科書の発行数自体があまりないというか、何か2択3択といいますか、そんな感じですね。

松原教育長

質問ではないが、平成26年度使用高等学校用教科書採択という言葉になっているが、高知商業高等学校ではなくて、こういう書き方になるのですか。

学校教育課長

表題の書き方でしょうか。

松原教育長

県立の場合は、学校名によって使用教科書が違うということでしょう。1校だけだからこういうことになっているのですか。

学校教育課指導主事

小中校と、高等学校に分けてということですね。

門田委員長

高校は、授業料は無償になりましたでしょうかね。教科書は、買わなきゃいけませんか。有料ですよ。

学校教育課長

そうです。

松原教育長

数学、数学A、 B があるが、これはどう違うのか。

学校教育課指導主事

先ほどありましたように、履修単位です。

松原教育長

今、高校では、数 B というのはないのですか。

学校教育課指導主事

ございます。

松原教育長

昔は、数 B 、 A とかあったが。

学校教育課指導主事

ございました。

松原教育長

数 B をとって、うんと苦労したことがあるのだけど。皆、数学 B を取って大学目指すという感じでやった挙句、難しすぎて成績が悪かったという記憶があるのだが。

数 B というの、今はないのですか。

学校教育課指導主事

B というのはいません。

松原教育長

数 Aもないのですか。

学校教育課指導主事

ございません。

松原教育長

数 Bが、数 に移行するものでしたよね。

学校教育課指導主事

B終わった後、数 に移行します。

教科書の課程の違いは、1ページを見ていただくと、どの科が、何単位で対応しているかが示されています。

西森委員

家庭科について、記憶はおぼろですが、実習は覚えております。料理したとか、縫ったとか。こういう座学的なのは、どのくらいの割合でやられているんでしょうね。家族間の変化であったりとか、社会生活を送る上でいろんなことが書かれているのですが。

学校教育課指導主事

実習が恐らく3割程度だと思います。

西森委員

残り7割は、この教科書を使って行われるのですね。

学校教育課指導主事

家庭生活の分野が、割合として増えてきていると思います。

西森委員

問題になっていること、高齢者問題とか、法律上の問題であるとか、そういったものが、現代社会というより、読んでいると、むしろこちらに入っているというイメージですよ。

学校教育課指導主事

現代社会と家庭科と保健というのは、非常に類似する内容が出てきて、その辺を学校でも整理して重複しないようにということをやっております。

門田委員長

教科書を見ていただきましたが、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

西山委員

とても分かりやすい、いい教科書を選ばれていると思います。きっと、子どもさんの記憶に残るのではないかと思います。今までの他の教科書と比べて随分インパクトがありますね。

西森委員

私も感想みたいなものですが、例えばこの家庭科の教科書がとっても面白くて、ここに赤ちゃんの写真とこれを実際に育児する写真などがあって、座学では入り口として教えるのでしょうけど、色々な意味で、実体験をかぶせながらやれたら、ものすごくいいだろうなというイメージの教科書です。もちろん使いやすくいい教科書だなと思って拝見しました。

山本委員

自分たちの時の教科書と比べたら、全体的に見やすいですね。例えばイラストが上手にはまっていたり、配色なんかもすごく目に飛び込んできやすい感じですので、子どもたちは楽しめているのではないかという感じがします。

松原教育長

商業関係の科目というのは、3年生までに何単位取るようになっているのですか。

学校教育課指導主事

25単位です。

門田委員長

商業高校も、卒業してそのまま実社会に出る子どもさんは少なく、結構進学されるという話を聞きました。

学校教育課指導主事

進学が80%です。

松原教育長

なかなか、働く場所がないようです。

門田委員長

高校卒業では、そうなのですか。

松原教育長

アルバイトみたいなことならあるにせよ、ですね。

西山委員

随分自動化、機械化されて、手作業というのが少なくなって、手作業になるとかなり熟練が要求されるようになってきました。

西森委員

公務員も採用枠は、減っていますか。結構、高卒で、バリバリ働いている方がいらっしゃいますよね、今の現役の方でも。今は、やはり大卒枠の方が多いのですか。

松原教育長

高等学校卒で、そのまま公務員になる生徒は少ないでしょう。

横田教育次長

減っております。例えば大卒相当は20名募集しても、高卒相当は4、5名であたりとなっております。というのも、大学進学率が、以前と比べると全然違っておりますので、受験自体が非常に少なくなっております。高知市でいうと初級に当たる分ですが、非常に募集枠自体が少なくなっているのは、大学進学が多いので、受験が少ないということがあると思います。

山本委員

商業で学んだことを、例えば、就職に使おうとしても適応できる内容なんですよ。で、就職できないというのは、もったいない。

松原教育長

実際、今は、社会に適応するとしたら、各種専門学校に行かないとなかなか難しい状況ではないでしょうか。商業を卒業したからと言って、社会ですぐに使えるというよりも、ほとんどみな、もう少し専門性を高めてということで、専門学校辺りへ行くのではないですか。

学校教育課指導主事

以前は、商業は実学と言って、算盤であるとかワープロとかいう技術を持って、仕事を決めたところがございましたが、今や、西山委員さんが言われたとおり機械が替わってしまっていて、商業というものを学んで、それを基礎として次どういったものに活かしていくかという、活用の能力が本当に求められております。

これは商業分野だけではなくて、いろんな分野でも活かさせていけるものであるという捉え方を、我々はしています。

西山委員

実際、高校生が高卒で就職されるという準備として、体験学習、インターンシップだとかそういったことを通じて、高卒で入られてもあまり大きなギャップがないように工夫はしています。

ただ、仕事の内容が非常に狭まってきているという感じがしますよね。今までだと、算盤をして、手計算をしてといったのがあったのですが、それが今、いわゆる仕分けのソフトに打ち込んだら全部できるので、算盤をしてというのが、あまりなくなってきていますね。

片方では、計算能力が落ちて困っているということがある。だから逆に手作業でやれるというスキルを持っていて、その辺が非常に洗練されている子どもさんにとったら、チャンスがあるのかもしれない。

ない。暗算ができるのであれば、パッと見れば、ここ数字がおかしいというのが分かるし、途中でチェックができる、というそういうスキルがあるにはあると思うが、やはり、企業、職場と求職者のマッチング、それを引き続いてやっていく必要があると思います。

松原教育長

むしろ、高校で就職する子どもは、場合によったら大学を受ける子どもより能力が高い子が合格していくというケースがあるように聞くと、商業高校でも、そういう傾向があるのではないですか。

学校教育課指導主事

特に、女の子は強いです。

松原教育長

もう抜群の成績で、それこそ何もかにも1級ばかり全部取った子どもなんかは、どこに行っても力はありますよね。

門田委員長

子どもたちの進路についての話が出ましたが、教科書については他にご意見ございませんか。

特にないようですので、質疑を終了して採決に移りたいと思います。

市教委第34号「平成26年度使用高等学校用教科書の採択について」は原案のとおり決することに
ご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。市教委第34号は原案の通り決しました。

続きまして、日程第3市教委35号「平成26年度年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採択について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

学校教育課長

学校教育課土居でございます。

お手元に「学校教育法附則第9条による教科用教育図書について」という1枚ものの資料と、「平成26年度以降使用一般図書一覧の採択(案)」の2つの資料をお配りしておりますので、それを基にご説明いたします。

平成26年度以降に高知市立小中学校の特別支援学級及び高知市立養護学校で使用する教科用図書についてでございますが、お手元の資料をご覧ください。

まず、フロー図でない方をご覧ください。

はじめに、学校教育法附則第9条による教科用図書についてご説明します。学校教育法第34条第1項には、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」と定められており、この規定は、中学校及び特別支援学校にも準用されております。

しかし特別支援学級や特別支援学校において用いるための検定済み教科書は、現在発行されておられません。また、文部科学省が文部科学省著作教科書を編集し、発行していますが、その種類は、国、算、数、音にのみに限られております。そこで、特別支援学級及び特別支援学校においては、学校教育法附則第9条の規定により、検定済み教科書や文部科学省著作教科書以外の図書を教科書として使用することができるようになっております。

これが、通称9条図書と呼んでいるものでございます。この9条図書は、検定済み教科書では、子どもの学習に適切でないという場合に使用するものでございますので、これを用いる場合には、検定済み教科書の支給を受けずに、代わりに9条図書の支給を受けるということになります。なお、9条図書は、検定済み図書と同様に無償で給与され、支給された図書は、子どもの個人のものになります。

また9条図書は、検定済み教科書のように、用いて授業を行うというのではなく、子どもの学習

活動を発展, 拡大させていくための1つの題材として活用されることが多いものです。教科書の場合には, 教科書の内容をということになります, 検定済みではそれを基に活動するということが目的として使われることが多いということです。

特別支援学級や特別支援学校におきましては, 各教科等にわたる内容を総合的に学習することが多いのですが, 9条図書は, こうした学習活動に対する子どもの意欲を引き出したり, 劇や物づくりなどの活動への発展, 拡大させていくための題材として活用したりすることが多くなっております。

次に, 9条図書の採択について説明いたします。この資料の裏側をご覧ください。この資料にありますような手順で, 26年度以降の調査研究を進めてまいりまして, 本日21冊のご審議をお願いすることとなっております。市立養護学校並びに学校代表者によって調査研究を行い, 採択資料作成という流れで行ったものでございます。

9条図書は, 平成15年度以降採択された図書を順次追加していく形になっておりますので, 本年度は381冊の一般図書から選べることとなっております。この381冊につきましては, お手元資料の後半部分にお示ししています。今年は, この381冊の中から選んでいるということでございます。

本日は, これに加えるための21冊について, ご審議いただくこととなります。ですから, 年度を追って順次, 図書を追加していくという流れになっています。つまり, できるだけ広い選択肢の中から, 子どもの実態に応じて, より良い図書を選択できるようにという狙いをもったうえで, こういう形で採択しております。

それではお手元のホッキチス止めの資料をご覧ください。

2, 3ページは, 本日ご審議いただきたい21冊の一覧を1~21番までの番号を振って示しております。4ページ以降は, この21冊の本の内容構成や印刷, 表現, 価格等について調査研究した結果を示しております。

今, 実物を机の上に置いてありますので, その表記とともにご覧いただければと思います。

なお, この21冊の中には, 9条図書の選定基準と照らし合わせた時に, 若干疑義のあるものもあります。例えば, こちらにあります資料では21番になっています「グレーゾーンの子どもに対応した作文ワーク中級」という本ですが, この本は, ワークシートの部分と, こういうふうには色々書き込む部分と, 読み物の部分がございます。こういうワークシートは, 本来この図書としては認めがたいというところがある性質のものでございますが, 読み物の部分があるということで, 子どもの意欲や興味を引き出すことができるという良い点があるということと, この本の初級を既に9条図書として選定していますので, そういう意味で, 先ほど申したようにできるだけ広い選択肢を用意するという観点から選定基準に若干の幅を持たせて, 9条図書として有用性があると判断して, 今回提示させていただいています。

なお, 資料の15番「漢字なりたち辞典」がありますが, 9条図書としての体裁はしておりますが, 実はこの本は再版の予定はなく, 入手困難な状況の書籍であるために, 供給不能となる可能性がありますので, 先に行いました調査研究の過程においては, 9条図書として採択するには適切ではないのではないかと意見が出されております。21冊の本をご覧いただきながら採択についてご審議いただきたいと思っております。以上です。

門田委員

ありがとうございました。質問をお願いします。

西森委員

2番は, 今, おっしゃった各種観点からして, 何か問題として指摘されるところがございますか。学校教育課長

ちょっと本としては体裁が, 違うというところでしょう。

西森委員

というふうに見て少し疑義がありますが, そこも踏まえて, 特にそれも乗り越えた上でここに並んでいるのか, あるいは異論もあったということなのか紹介いただきたい。特に異論がなかったの

であれば結構かと思いますが。

教育研究所指導主事

教育研究所特別支援班の萩森と申します。

今上がってきた本については、県の特別支援学校から上がってきておまして、例えば太鼓で遊ぶというイメージがありますが、ここに歌詞とかもありますので、歌を唄ったりとか音楽に親しむという観点から、特に9条図書というのは知的な遅れがあるお子さんを対象としているので、幅広い中で上げられて、それからそういった興味、関心を持って、一緒にリズムを打てたりという曲もくっついていていただければと思います。

西森委員

はい、分かりました。

学校教育課長

先ほど萩森さんから、県立特別養護学校からという話がございました。2ページと3ページとにそれぞれ表が分かれておりますが、2ページの方が、特別支援学校からの要望があったもので、3ページの方が、高知市立小中特別支援学校から希望があった図書と別れており、合わせて21冊を提示させていただいております。

今回、自閉症のお子さんが、喜ぶというか、興味を示す、今までこういう形式のものはなかったのですが、こういうふうな形の動きであるとか、そういったものも入ってはきてはおります。触ってみるとかというのでも。

西森委員

この仕掛け、うちでも持っています。これすごく子どもが感動しますよね。

教育研究所指導主事

動きをイメージしやすかったりとか、後、繰り返し見ることで、興味、関心、やっぱり注目してみることが苦手なお子さんがある場合は、そこで見ていくというきっかけになったりとか、目が合いにくいお子さんも、それだったらすごく注目することができるというところで、外国からの本なのですが、上がっております。

山本委員

確認だが、事務局ではこれを採択したいということの提案ですか。前はそこで勘違いをされて、議論にもなった経過があったと思いますが。

学校教育課長

去年は確かに、「初めての平仮名2集」というものと「数カード、野菜クラブのぴったりカード」という、いわゆる繰り返し使ったり、計算したりとか、それから教科書、本としての形になっていないものについてということで、審議をしていただいたという経過があります。

松原教育長

これは採択委員会で、例えばこれを採択してほしいと言っているのか、それを基にして委員会でこれはまずいよねということで除けてきておるのか、どちらですか。

教育研究所指導主事

まずは、県から上がってきたもの11冊と高知市の特別支援学校の担任から上がってきたものは全てここに出さしてもらって、見ていただきながら選択するものとして出しています。

門田委員長

これは、教科書としては体をなさないという意見は言っていないということですよ。

学校教育課長

今回採択委員さんからの意見としては、9条図書として適切ではないかというところでのしをさせていただきます。ただ、15番につきましては、購入そのものが難しい状況があります。

西山委員

絶版になる図書ですね。それと極端に重たいとか、高価だとかというのは問題ではないのですか。

教育研究所指導主事

値段は大事です。金額の上限は特にありませんが、ただ、これからの課題としては、考えていかなければならない。高額な、分厚い辞典というものが近年増えてきているかなということでしょうか、考えていかなければと思っています。

扱いについては、そういうものを使うお子さんは知的には高い、軽度の知的な遅れといったお子さんが取り扱ったりしますのでよろしいのではないのでしょうか。

門田委員長

けれど、そういうのは子どもの個人の持ち物ではなくて、仲間で使えるのですよね。学校として。

松原教育長

教科書は、基本的には持ち物ということでしょう。

学校教育課長

この本を教科書として採択して、子どもに提供したら、それは個人の持ち物ということになります。教室や、友達で使いたい場合には、別の方法をとります。

松原教育長

それを学校が採択すれば、どんな金額の本でも個人持ちですね。

門田委員長

そしたらこれを5人の子どもに使わせたいと思ったら、これ5冊購入してもいいわけですね。

西森委員

漢字の成り立ち辞典というのは、2001年に発行されているみたいですが、再版の点なしというのは、新しい版がありそうな感じがしますが。

あえてこれにこだわらなくても、同じようなもので書籍の体裁のものがあれば、それを選定すればいいのじゃないかと思ったりします。代用のものが、ありますよね。ただ、再版のない絶版のもので、替えようのない素晴らしい書籍もありますから。その辺りどうなのでしょうね。

松原教育長

ないといってここにはいれないという訳にはいかんでしょう。途中で業者が作る場合があるわけだから。だけど、絶版であってもいいものならこの中に入れておいて、今度選ぶときに絶版である、なかなか難しいことだったら他のものを選ぶということになるのかなと思うが。

門田委員長

こういう練習ノートも大丈夫なんですか。教科書として。

教育研究所指導主事

右側の部分で読んだりですとか、それを使わずに右側を見ながら自分のノートに学習していくための、という方法で利用できます。左側を埋めていくと次に使えなくなったりするので。

門田委員長

ああ、なるほど。

松原教育長

基本的に、各学校の先生方が、これを9条図書にしてほしいということだったら、認めたらいいと思います。やはり、1番子どもに接して、親の気持ちもわかる方ですからね。ドリル的なものでも、私は、学校が構わないと言えば構わないと思う。

教育研究所指導主事

知的な遅れのある子どもについては、すごく真面目で、ドリルをやりなさいと言えばやりますが、それが知的障害教育の柱となるべきものではなくて、生活中心の学習という課題、先ほどの高知商業の話ではないが、社会に出て行く時に使える、生活の中で、その場で使えるところを大切にしていきたいというのが、知的障害の教育です。

松原教育長

これは、事務局の中でも論議があるんですよ。

要は、知的障害を持つ親の気持ちというのは、勉強の分かりが遅いけれども、勉強を教えてほしい、漢字も教えてもらいたい、何々も教えてもらいたいという気持ちがうんとあります。中学校を卒業して、社会に出すということを考えた時にね。だから、花を育てましょう、何々をやりましょうというような労作教育みたいな、ちょっとしたものを作ったりするようなことを大事にするが、親にしたら字も知ってもらいたいし、数の概念も分かってもらいたいと思う訳ですよ。

門田委員長

そこをバランスよくやっていますよね。

教育研究所指導主事

そうですね、ちょっと近年、プリント学習が増えている傾向があります。机の上では48+53ができて、目の前に具体物があった時に、それうまく配れるかとか、操作できるとかということです。あと、プリントでは書くことができるけれど、それは書きなさいと言われて書くのであって、例えば必要性の元にやるのであれば、子どもにとっての意欲とか、達成感とかはやはり違ってきます。人との関わりとかのなかに、具体的に、生活に生かせるようなところが知的障害の場合必要であると考えます。

松原教育長

そこが、高知の障害児教育のやり方と、保護者の思う教育とずれがある。だからこういうものを教科書扱いにしてくれという現場の希望が出てくる訳です。そんなことも分かり切っていながら、だけど保護者の思いも大事にしたいということもあるので、現場からこうしたものを教科書扱いにして欲しいという要望が出てくる。

それをいかんというのは、どうなのかと思いますが。

西森委員

去年も議論がありました。

ただ、ドリルはドリルで、割り切って9条図書以外の予算の出し方があるという話でしたよね。それがいいのかどうかは分かりませんが。私は別に反対ではないが、9条図書で選ばないと子どもたちの手に渡せないということではないですよ。

学校教育課長

できるだけ幅広く選択できるようにという意味もあるので、ある程度ドリル的な、練習的なのが入っていても、教科書的な内容があれば、9条図書として載せることで使用可能にしようという思いで選定しています。

松原教育長

では、この選定の基準というのはこれがそうなのですか。高知市が作った基準ですか。どこが作った基準なのですか。

教育研究所指導主事

現場ではないと思います。

松原教育長

普通だったら、こんな基準というのは、現場に選定委員を委嘱する時に、こういう基準で選んでくださいというようお願いするのだが。何かの基準がなかったら、これをやって下さいということにならんでしょう。

学校教育課長

この基準を基に、12～21番が高知市小中特別支援学校から希望として上がってきています。1～11番というのは、県教委からのものです。

松原教育長

これは、県・市の基準ですか。

学校教育課長

これは県の策定方針の中に示されたものの中にあります。県教委が選定資料作成基本方針を示した

なかに、これと同じ内容のものが、学校教育法第9条の規則による義務教育学校における一般図書選定基準として示されております。

松原教育長

この9条図書を選ぶにあたっては、高知市の先生方がこれを見て基準に合っているかどうかということで選んでいるのですね。最終的には、我々が選んだらいいのですよ。事務局の案は案として。

西森委員

確認としてですが、10番ですが、結構工夫されて面白いが、工夫されているだけに危険はないだろうか、という視点で見ってみました。後ろに、保護者の方へという注釈書きがあって、3歳以上が対象ですけど、十分気を付けてくださいねと、口とか含んだりしないようにしてくださいねと書いてある本ですよ。それは学校現場の先生がきちっと見て下さるといことでよろしいですか。確かに1,2歳くらいの子もだったら、ぴゅっととってしまって、ぱくっと口に入れて、あっとおどろいてしまう、みたいなことがあります。でも、そんなことまで心配しなくてもいいのですか。

教育研究所指導主事

実物を見ながら、やっていますので大丈夫です。

西森委員

ここは枠をひろげておいて、あとは現場が裁量で判断するということですよ。多分リスクを極力少なくするのだったら、若干の危険性があるものは外しておくという発想になるでしょうね。

学校教育課長

その本が危険と判断される子どもさんの場合はこれを使用しない、その辺りの安全管理とリスクマネジメントを十分できると仮に判断した場合には、その効果を考えたうえで今回入れていただければ、402冊になりますが、その中から担任が選択して子どもに提供することになります。

松原教育長

これは、例えば、A小学校の知的障害の子どもはみんな同じものをやるの。個々の子どもで違うのですか。そしたら全体で、指導教科書みたいなそれを使って指導するというのはなかなか難しいね。

教育研究所指導主事

全体では、最初に説明がありましたように、「さあ皆これを見てね、これで勉強するよ。」ということとはしない。一人ひとりに与えて、興味、関心をそこから広げていけるという切っ掛けづくりのやりかたです。

松原教育長

そしたら、子どもが保護者と一緒になってこの中から自分用のものを選ぶということですか。

教育研究所指導主事

担任が、そのお子さんをイメージして選びます。

門田委員長

保護者は選んだりはしませんよね。担任が状況に合わせて選ぶのですね。

教育研究所指導主事

興味、関心に合わせて選んでいきます。

松原教育長

興味、関心というのは、子供の意見を吸い上げるということだから。

門田委員長

ドリル的なことは、また別にドリルとして与えますから。いわゆる教科書として一人ひとりに持たせるものとして選ぶものだと思いますね。これは、毎年毎年候補の本が、教科書が増えていくということなのですね。そして、この中から先生方が、慎重に選んでいくということですね。

教育研究所指導主事

市立養護学校に全てありますので、市立養護学校に行つてすべてを見ながら、特殊支援学級の担任

は、誰々君にはこれだねというように選んで、チェックをしてやっていくような形です。

松原教育長

そしたら学校授業などに、これは一切使わないのですか。

教育研究所指導主事

一切というか、それを基にということはないですけど、CDなどは、オペレッタとか発表会とかでやる時に、その教科書を見ながら一緒に考えていったりする時には使うこともあります。

松原教育長

例えば、国語の授業辺りで、漢字が出てくるとかというのは、どの教科書でやるの。

教育研究所指導主事

一人ひとりに合わせてです。ほんとに知的な幅がすごくありますので。

松原教育長

だから、保護者がうんと嫌がるのですよ。子どもによって、もうこれ以上伸びませんよと言う感じで、教える内容も、簡単に言ったら子どもによって違う訳でしょう。それで、社会に出たら同じことが要求されるので、親がすごく嫌がるのよね。

教育研究所指導主事

社会に出る時に、福祉的な作業所に行くのかそれとも企業の障害者枠で行くのかと言うように、いろんな行き方がありますし、そのお子さんに合った仕事というのは、高等部で3年間掛けてやっていますので、同じことは求められません。単純作業がすごく得意なお子さんもいれば、知的な遅れがあっても、接客で、人と上手に、ニッコリしながらやれるお子さんもいらっしゃいますので、そのようなことは知的障害関係の場合大切にしていきたいと思います。

松原教育長

分かりました。熱い思いを。

門田委員長

では、いくつか意見が出ましたが、21冊をプラスするというので、他にご意見はございませんでしょうか。

それでは、採決に移りたいと思います。市教委第35号「平成26年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第35号は原案の通り決しました。

本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで、教育委員会は閉会いたします。

閉会 午後4時30分

署名

委員長

5番教育長